

史跡黒山の昔穴遺跡保存活用計画策定支援業務委託 仕様書

1 業務概要

- (1) 業務の名称：史跡黒山の昔穴遺跡保存活用計画策定支援業務委託
- (2) 業務の場所：九戸郡九戸村大字江刺家第1地割地内
- (3) 業務の期間：契約締結日から令和9年3月30日まで

2 業務の目的

「黒山の昔穴遺跡」は、折爪岳直下の標高430m前後の所に位置している平安時代後期の高地性集落で、遺跡の保存状態がきわめて高いことが高く評価され、平成19年に県指定史跡に指定されており、令和6年には国の史跡に指定された。（県指定は国指定に伴い令和6年解除）

本業務は、将来にわたって史跡黒山の昔穴遺跡を適正に保存管理し後世に伝えるとともに、さらに活用していくための基準や方針を定めるため、「史跡黒山の昔穴遺跡保存活用計画」を策定する。計画策定に当たっては、史跡の本質的価値とその構成要素を明確化し、史跡の適切な保存と活用の方法を明示する。

3 適用

本業務は、本仕様書によるほか、次を参考に実施し、文化庁が示す指針等に沿った計画とすること。

- (1) 『史跡等整備の手引き』平成17年6月文化庁文化財部記念物課監修
- (2) 『記念物・文化的景観マネジメント支援事業 史跡等・重要文化的景観の保存活用に関する調査報告書』平成27年3月文化庁文化財部記念物課
- (3) 「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用計画の作成等に関する指針」最終変更令和5年3月文化庁
- (4) 『岩手県文化財保存活用大綱』令和3年3月岩手県教育委員会

4 業務の内容

(1) 対象区域

業務内容の対象区域は黒山の昔穴遺跡指定範囲及び関連（周辺）区域とする。

A ≒ 10ha

(2) 業務内容

ア 既存現状把握

保存活用計画策定にあたり、既存文献資料を収集・整理する。また併せて、これまでの各種調査成果、遺構の分布状況、経緯及び現地状況を確認し、史跡とその周辺の自然的、歴史的、社会的環境条件を把握する。

なお、対象区域に関する関係法令や上位計画等を必要に応じて参照し、逸脱しないよう留意すること。

イ 現地踏査

業務対象範囲内に所在する史跡及び史跡指定地外の周辺環境を構成する要素の現況と課題の確認作業を行う。現地踏査により、それぞれの構成要素の現況の確認（浸食・踏圧・

植生・排水・危険箇所等)を行う。

ウ 保存方針の検討

当該地を必要に応じて地区区分し、厳格保存・制限公開・一般公開等にゾーニング分けを行う。当該史跡やその周辺、関連する文化財とのネットワーク、見学者動線・管理用動線等を検討し、保存管理・運営の方法と方向性を定める。また、区域全体のイメージパースを作成する。

エ 活用計画

見学ルート・解説サイン素案・学習、ガイド運用の枠組みの設定等を行う。

オ 保護措置

厳格保存・制限公開ゾーンへの侵入防止や水管理・植栽管理・緊急時対応の基本方針を検討する。

カ モニタリング設計

当該地を適切に保存していくうえでは継続的なモニタリングが必要となる。モニタリングの実施に当たり、実施体制・観察項目・頻度・記録様式・評価しきい値等を検討する。

キ 整備事業計画

短中期の優先順位の検討、概算整備費・維持管理費の試算を行う。

ク 関係者協議の運営支援

保存活用計画策定に係る教育委員会・有識者・アドバイザー等による委員会の開催支援を行う。開催支援は、委員会における事前資料、委員会資料の作成を行う。また、委員会には発注者の補助として参加し、委員会の議事録の作成、検討結果のとりまとめ等を行う。委員会の開催は3回を予定している。

6 成果品

(1) 活用計画図書 A4版

(保存、活用、整備の各計画・モニタリング・事業計画・委員会資料等) 1部

(2) 保存計画図 A3版(現況図・ゾーニング・動線・措置配置等) 1部

(3) イメージパース A3版 1部

(4) (1)~(3)電子データ 1式

7 打合せ協議

業務は、調査職員と打合せを行いながら進めるものとし、業務着手時1回、中間打合せ2回、納品時1回の合計4回以上の打合せを行うこととし、その他必要に応じて適宜行うものとする。

8 その他

(1) 受注者は、業務の全部を一括して、又は発注者が設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効果的・効率的に行うために必要と思われる業務については、発注者の承諾を得た上で業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることができる。

(2) 本業務に関する一切の費用は、受注者の負担とする。

(3) 受注者は、発注者から提供を受けた個人情報を含む一切の情報を第三者に漏らしてはなら

ない。

- (4) この仕様書に定めのない事項及び記載内容に疑義が生じたときは、発注者と受注者の協議の上、定めるものとする。